

木造住宅除却費補助事業

無料耐震診断でお家が倒壊する可能性があると言われたよ。
老朽化もしているし、
住宅を取り壊すための
何か支援はあるのかな？



書のまち春日井「道風くん」

春日井市では、前年度までに市が実施している「木造住宅無料耐震診断」を受けた住宅で、判定値が1.0未満（倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高い）と診断された住宅を取り壊す工事に対して、先着順で補助金を交付します。

補助限度額：20万円

（取り壊しに要した費用の23%が上限になります。）

対象経費、申込方法などは次のページにてご確認ください。ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問合わせください。

■お問合せ先■
■お申込み先■

総務部市民安全課 電話：85-6072



対象者	前年度までに春日井市が実施した無料耐震診断において判定値が1.0未満（倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高い）と診断された住宅の所有者
対象工事	春日井市が実施した無料耐震診断において判定値が1.0未満と診断された住宅1棟全てを取り壊す工事
補助対象経費	解体、運搬及び処分する工事に要する費用とします。
補助限度額	20万円 （ただし、補助対象経費の23%が上限となります。）

Q & A

Q1. 申請書の審査はどのくらい日数がかかりますか？

A1. 1～2週間程度かかります。**交付決定前に工事契約をしないよう**注意してください。

Q2. 住宅の一部を取り壊す工事も補助対象となりますか？

A2. 補助対象にはなりません。住宅1棟全てを取り壊す工事が補助対象となります。

Q3. 工事業者の指定はありますか？

A3. 工事業者の指定はありませんが、建設業の許可（土木、建築、解体等）や建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を有する工事業者に限ります。

Q4. 途中で取り止めはできますか？

A4. 可能ですが、測量や図面作成などに要した費用については、申請者ご本人の負担となります。また、これらの費用に対して、補助金はできませんので注意してください。

木造住宅除却費補助事業の流れ

仮申込書の提出

仮申込書を総務部市民安全課へご提出ください。内容を確認し、先着順にて受付をいたします。
受付の際に、補助金交付申請書の提出期限をお知らせします。
仮申込みを取り消しされる場合は、速やかに総務部市民安全課までご連絡ください。

除却工事を検討

除却工事の見積もりをとるなど工事の検討をしてください。
補助制度の内容確認等のご相談は、総務部市民安全課にて承ります。

補助金交付申請書の提出

仮申込書の提出時にお知らせをした提出期限内に
補助金交付申請書と次の添付書類を総務部市民安全課へご提出ください。

■添付書類■

- (1) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 昭和56年5月31日以前着工の住宅であることを確認できる書面
- (3) 案内図
- (4) 対象建築物の写真
- (5) 除却工事費見積書（木造住宅耐震診断の結果報告書の報告年月日の翌日以降に作成されたもので、解体工事業者の記名及び捺印のあるものに限る。）
- (6) 予定解体業者の有する建設業の許可（土木、建築、解体又はとび・土工）の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し
- (7) 市税の滞納のない証明書（市内に住所があり、本市において市税の滞納のないことの確認が可能な場合で申請者の同意がある場合は不要）

補助金交付決定

交付申請書を受付後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の交付決定を通知します。
補助金の交付の決定を受ける前には、工事の契約をしないでください。

工事契約の締結、工事の着手、現地確認

補助金の交付決定後、工事契約を締結し、工事に着手してください。

工事完了、実績報告書の提出

工事完了後30日以内又は2020年2月末のいずれか早い日までに、
実績報告書と次の添付書類を総務部市民安全課へご提出ください。

■添付書類■

- (1) 工事請負等契約書又は請書の写し
- (2) 工事費等請求書又は領収書の写し（解体工事業者の発行したのものに限る。）
- (3) 工事写真（工事中及び完了時が確認できるもの）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し又はこれに代わるもの
- (5) 床面積80㎡以上の除却工事においては、建設リサイクル法の届出の受領証の写し
- (6) その他（工事の内容により追加書類を提出していただく場合があります。）

提出後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の確定通知及び請求書を送付します。

補助金の請求

送付されてきた請求書に必要事項を記入し、総務部市民安全課へご提出ください。
通常、請求からお支払まで1ヶ月程度かかります。

